

三木町告示第 63 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 1 日から 2 週間、環境下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 27 日

公共下水道管理者 三木町  
代表者 三木町長 伊藤 良春

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
公共下水道南部地区  
三木町大字平木の一部（別添のとおり。）
- 3 供用及び下水の処理を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する図面のとおり
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
三木町大字池戸字横上 1295 番地 三木浄化センター
- 5 供用及び下水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式